

金融監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - 第一分冊：預金取扱い金融機関関係

現 行	改 正 後
<p>0 . 一般的事項</p> <div data-bbox="235 445 1070 493" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>0 - 7 金融機関に関する苦情等について</p> </div> <p>(新設)</p>	<p>0 . 一般的事項</p> <div data-bbox="1122 445 1957 493" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>0 - 7 金融機関に関する苦情・情報提供等について</p> </div> <p><u>0 - 7 - 3 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応</u></p> <p><u>預金口座の不正利用に関する情報（具体的には、当該口座に振込みを行うよう、架空請求がなされたとの情報等）について、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとする。</u></p> <p><u>なお、当該情報に関しては、原則として、顕名情報とし、根拠となる請求書等とともに、文書、ファックス又は電子メールにて受け付けるものとする。</u></p>

1. 共通事項

1 - 7 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点

1 - 7 - 2 経営管理

(新設)

(11) 経営の効率化及び健全化に資する観点から、保有する資産及び経費について定期的な見直しが行われているか。

特に、その他の資産及び営業用動・不動産については、常に厳格な見直しに努めているか。

1. 共通事項

1 - 7 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点

1 - 7 - 2 経営管理

(11) 預金口座の不正利用について、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(平成14年法律第32号)による本人確認、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(平成11年法律第136号)による疑わしい取引の届出、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理体制が構築されているか。

(12)

(同左)